

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和 3 年 2 月 26 日
庄原市地域公共交通会議

地域内フィーダー系統確保維持計画の名称
庄原市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>庄原市の生活交通は、鉄道は J R 芸備線と J R 木次線、バス等は路線バスとこれを補完する市営バス、地域生活バス、市街地循環バス、廃止代替バス、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送がある。これらの生活交通は、高齢者や児童生徒など自ら移動手段を持たない市民が日常生活を営むために必要不可欠なものであり、高齢化が急速に進む本市においてその必要性はますます高くなっている。</p> <p>しかしながら、少子化・過疎化による利用者の減少や運転手の不足などにより、交通をめぐる環境は一段と厳しさを増しており、生活交通を確保するため、本市が負担する経費も多額となっている。</p> <p>このような状況の中、生活交通は地域の基本的な社会基盤であるとの視点で、生活交通はどうあるべきかを見定めながら、地域や利用者の特性に応じた移動手段を継続して確保していくため、本市の生活交通確保のための指針として位置づける「庄原市生活交通再編ネットワーク計画」を平成28年3月に策定し、この計画の主旨に沿って順次見直しを進めている。</p> <p>今回申請する下高野線は、平成25年4月から半年間実証運行を実施し、同年10月からの本格運行を行っている。</p> <p>平成25年3月30日に開通した松江道への乗り換えにより、庄原市高野町や口和町地域から三次市街地への速達性が格段に向上した。</p> <p>この路線は、庄原市高野町や口和町から、三次市中心部へ乗り入れる路線であり、広域圏から三次市立三次中央病院への通院や三次市中心部での買い物などの移動手段として必要不可欠な路線となっている。</p> <p>また、三次駅や三次バスセンターでの乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものである。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
<p>1. 事業の目標</p> <p>平成25年4月から試験運行を経て同年10月に本格運行を開始したが、令和元年度の1便当たりの利用者数は、5.9人となっている。この利用者数を基礎とし、1便当たりの利用者数5.9人以上を目標とする。</p> <p>本市の高齢化率は42.4%と全国平均よりも高く、また、人口減少率は1.8%となっている。下高野線沿線の高野町・口和町に限った場合、人口減少率は2.5%と、他の地域と比較しても人口減少が著しく進んでいることから、今後も人口減少が進み利用者の減少が見込まれる。したがって、現状維持を目標とし沿線の人口が減少するなかでも、利用促進を継続し利用者数の堅持をめざすこととする。</p> <p>2. 事業の効果</p> <p>運行経路とダイヤを見直すことで、地域住民や利用者のニーズに即した運行となり、庄原</p>

<p>市高野町及び口和町から三次市中心部への移動手段がより便利となる。これにより通勤や通学、通院、買い物等の利用度が高まる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>地域住民との勉強会をなどにより、利用実績に応じた利用促進策を検討する。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）「表1」添付</p> <p>運行事業者の選定理由・・・運行の安全性、運行管理体制、営業所及び車庫との距離、利用者への情報提供など総合的に判断して選定した。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>補助対象経費から国庫補助額を差し引いた額は、庄原市が補助金として負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>(1) 下高野線・・・備北交通(株)</p>
<p>7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法</p> <p>法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし。</p>
<p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし。</p>
<p>9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし。</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし。</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p> <p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p> <p>補助金交付要綱「表5」添付</p>

13. 車両の取得に係る目的・必要性
車両の取得を行わないため記載なし。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
車両の取得を行わないため記載なし。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
車両の取得を行わないため記載なし。
16. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策）
公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし。
17. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 庄原市地域公共交通会議開催状況 平成30年6月25日 平成31～33年度地域内フィーダー系統確保維持計画について（合意） 平成30年8月31日 地域内フィーダー系統確保維持計画について（変更）（合意） など 平成31年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業（生活交通ネットワーク計画）に関する 事業評価について（書面）（合意） 平成31年2月28日 路線バスの新規車両登録について など（合意） 令和元年6月28日 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について（合意） 令和元年8月23日 消費税率の変更に伴う市営バス使用料の見直しについて （書面）（合意） 令和元年9月3日 庄原市先進過疎地対応型MaaS検討・実証事業について（合意） 令和元年12月27日 自動車運転免許証自主返納者に対する運賃割引について（書面）（合意） 令和2年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業（生活交通ネットワーク計画）に関する 事業評価について（書面）（合意） 令和2年2月28日 区域運行の運賃登録について など（合意） 令和2年7月20日 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について（合意） 令和3年2月26日 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（変更）について
(2) 今後の庄原市地域公共交通会議の開催予定 令和3年度 3回開催予定
18. 利用者等の意見の反映状況
沿線自治振興区へ出向いて、利用者からの意見を集約し、これらの意見への対応として、利 用者に分かりやすい運行ルート、ダイヤの見直しを行った。

19. 協議会メンバーの構成

区 分	役 職 等	備 考
一般旅客自動車運送事業者の 代表者	備北交通株式会社	
	有限会社石田タクシー	
住民又は利用者	自治振興区連合会 庄原市地域女性団体連絡協議会 庄原市老人クラブ連合会 庄原市P T A連合会 庄原格致高等学校P T A 庄原市民生委員児童委員協議会	
広島運輸支局長又はその指名 する者	中国運輸局広島運輸支局	
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転手が加入 する団体の代表者	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	
広島県警察庄原警察署長又は その指名する者	庄原警察署交通課	
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社	
道路管理者	庄原市環境建設部	
観光団体の団体者	庄原観光推進機構	
商工団体の代表者	庄原商工会議所	
	備北商工会	
	東城町商工会	
学識経験を有する者	米子工業高等専門学校教授	
広島県の職員	広島県地域政策局地域力創造課	
市の職員	庄原市生活福祉部	
その他市長が必要と認める者	庄原市地域福祉ネットワーク会議	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
庄原市 三次市	備北交通(株)	(1) 下高野線	新市車庫	モ-モ-物 産館・君 田	三次工 業団地	往 49.8km 復 49.8km	363日	1,216回		路線定期運行	①	・(備北交通株:三城線[補助幹線]高 速バスに接続)三次駅前停留所 ・バス停相互利用 ・乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	庄原市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,000
交通不便地域	37,000

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
37,000	庄原市	過疎地域自立促進特別措置法
18,695	旧 本田村、山内北村、高村、西城町、八銚村、新坂村、小奴可村、八幡村、田森村、久代村、帝釈村、口南村、口北村、下高野山村、上高野山村、比和、領家	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,000	《人口密度:29.7(120未満)》 37,000 × 120 × 1.0 + 2,000,000	6,440,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2.(1)④))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

広域幹線路線及び補助対象路線図

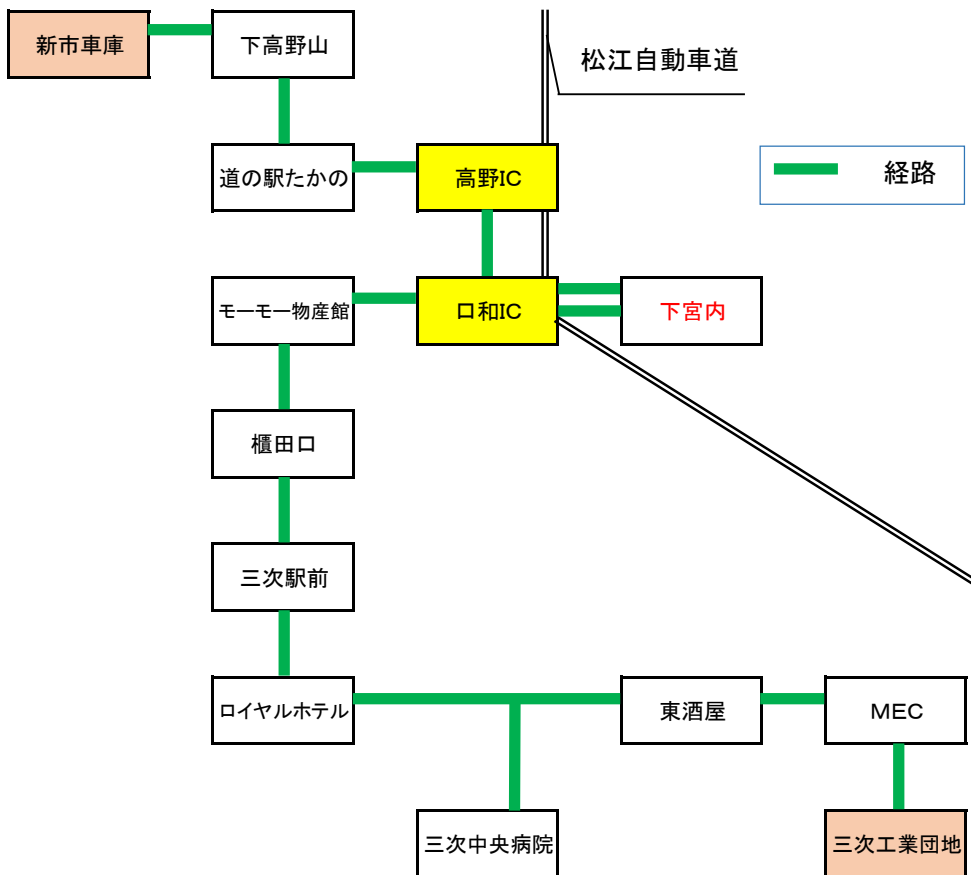
- 出雲～広島線(広域高速バス)
- 東城～広島(広域高速バス)
- 下高野線(高野～松江道経由～口和～君田経由～三次/補助対象路線)
- 三城線(西城中野～庄原バスセンター経由～三次)

◆下高野線キロ程
 下高野線 49.8 km うち庄原市分26.7 km



地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要 別紙資料

▼下高野線 運行系統図



▼下高野線 運行ダイヤ【令和3年4月1日～】

上段:変更前
下段:変更後

高野～(下宮内、君田、三次町経由)～三次							
	新市車庫	下宮内	モーター物産館	樫田口	三次中央病院	三次工業団地	
往路	①	7:03 <u>6:49</u>	<u>7:16</u>	7:25	7:29	8:05	8:12 ※土・日・祝
	②	8:40 <u>12:50</u>	<u>13:17</u>	9:02 <u>13:26</u>	9:06 <u>13:30</u>	9:42 <u>14:06</u>	9:49 <u>14:13</u>
	③	13:03 <u>15:05</u>	<u>15:32</u>	13:25 <u>15:41</u>	13:29 <u>15:45</u>	14:05 <u>16:21</u>	14:12 <u>16:28</u> ※土・日・祝
	④	15:17 <u>17:00</u>	<u>17:27</u>	15:39 <u>17:36</u>	15:43 <u>17:40</u>	16:19 <u>18:16</u>	16:26 <u>18:23</u>

三次～(三次町、君田、下宮内経由)～高野							
	三次工業団地	三次中央病院	樫田口	モーター物産館	下宮内	新市車庫	
復路	①	11:25 <u>11:10</u>	11:32 <u>11:17</u>	12:08 <u>11:53</u>	12:12 <u>11:57</u>	12:06 <u>12:34</u>	12:34 <u>12:33</u>
	②	13:25	13:32	14:08	14:12 <u>14:13</u>	14:21 <u>14:48</u>	14:34 <u>14:48</u> ※土・日・祝
	③	16:10 <u>15:23</u>	16:17 <u>15:30</u>	16:53 <u>16:06</u>	16:57 <u>16:10</u>	16:19 <u>16:19</u>	17:19 <u>16:46</u>
	④	17:35	17:42	18:18	18:22 <u>18:23</u>	18:31 <u>18:31</u>	18:44 <u>18:58</u> ※土・日・祝

※高野～(松江道経由)～口和IC～君田町～、三次町～三次

月～金:4往復

土・日・祝:2往復

▼12/30、12/31 土日祝ダイヤ ▼1/1,1/2 運休 ▼1/3 土日祝ダイヤ